

初期契約解除制度に関するご案内

1. 初期契約解除をご希望の場合は、さすがねっと専用ダイヤルまでご連絡をお願いします。
2. さすがねっとの以下のサービスは、初期契約解除制度の対象です。また、初期契約解除制度は、個人のお客さまを対象としており、法人契約のお客さまは対象外です。

【初期契約解除対象サービス】

プラン名	対象となるサービス
めっちゃはやプラン	インターネット、テレビ
はやとくプラン	インターネット
とくとくプラン	インターネット、固定電話、テレビ

3. 契約締結後書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができます。この効力は、お客さまが書面を発送した時に生じます。
4. この場合、お客さまは、
 - (1)対価請求額として電気通信事業法および放送法により認められた範囲を除いて、損害賠償若しくは違約金その他金銭等を請求されることはありません。
 - (2)対価請求額として、契約を解除するまでの期間において提供を受けた電気通信役務ならびに有線放送役務の料金その他の経費（利用した期間に応じた月額利用料、通話料金、追加工事費、回線撤去工事費等）、契約事務手数料、及び既に工事が実施された場合の工事費等は請求されます。
※各種料金については、弊社ホームページにてご確認ください。
 - (3)契約に関連して当社が金銭等を既に受領している際には、対価請求額を除きお客さまに返還いたします。
5. 当社又は媒介等業務受託者が初期契約解除制度について事実と異なる説明をしたことにより、その内容をお客さまが事実と誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、改めて本契約の解除を行うことができる旨を記載した書面を交付します。当書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば、契約を解除することができます。
6. 初期契約解除制度により本契約を解除した場合、元の契約に戻すことはできませんのであらかじめご了承ください。これまで利用されていた他社サービスのご利用を希望される場合はお客さまご自身でのお手続きが必要となります。その際、開通工事や初期費用が必要な場合や特典・ポイント等の各種サービスが継続されない場合があります。また、当社と契約中のお客さまが契約内容を変更され、その変更について初期契約解除を行った場合、元の契約内容に戻せないことがあります。その場合、契約全体を解除させていただきます。その他の解除に伴う注意事項につきましては、各サービスの重要事項説明書等をご確認ください。

〈書面による初期契約解除の記載例〉

切手	〒542-0081
大阪市中央区南船場 4-2-4 日本生命御堂筋ビル 5F (KBI)	
大阪ガスさすがねっと契約事務局 行	
お客さま住所 お客さま氏名	

① 契約締結後書面受領日 西暦〇〇年〇〇月〇〇日
② お客さま番号 (通信契約番号)
③ 設置先住所
④ ご契約名義
⑤ お客さまご連絡先
⑥ 解除を希望されるサービス名称 上記契約を解除します。

【書面記載についてのご注意事項】

- ・書面はお客さまにてご用意をお願いいたします。
- ・郵送料はお客さまにてご負担ください。
- ・上記の①は、契約締結後書面の受領日をご記入ください。
- ・上記の②～④、⑥は、契約締結後書面に記載されています。契約締結後書面をご確認の上、記載をお願いいたします。
- ・お客さまの住所、氏名をご記入の上、以下宛先までお送りください。

〒542-0081

大阪市中央区南船場 4-2-4 日本生命御堂筋ビル 5F (KBI)

大阪ガスさすがねっと契約事務局 行